

label X 性別違和の悩み相談室利用規約

第1条（趣旨）

本規約は、『X ジェンダー会員制自助サークル label X（ラベルエックス）』（以下「当団体」という）が運営・提供するサービスである性別違和の悩み相談室（以下「相談室」という）の利用に関して必要な事項を定めるものとします。

第2条（目的）

本規約は、相談室のサービスが円滑かつ適正に行われることを目的とします。

第3条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 「当事務局」

当団体の事務局をいいます。

(2) 「傾聴サービス」

1対1で行う「性別違和に関する傾聴サービス」をいいます。

(3) 「相談掲示板」

当団体のホームページ上に設置した外部にも閲覧・投稿可能な「性別違和の悩み相談室掲示板」をいいます。

(4) 「相談員」

当団体の相談員をいいます。

(5) 「役員」

当団体の役員をいいます。

(6) 「当事者等」

当団体の会員・非会員、ならびに X ジェンダー当事者・非当事者に関係なく、性別違和の悩みを抱える者をいいます。

(7) 「傾聴希望者」

傾聴サービスの利用を希望する者をいいます。

(8)「無料通話」

Skype や LINE 通話など、通話料金が無料である通話手段をいいます。

(9)「有料通話」

固定電話や携帯電話による通話など、通話料金が有料である通話手段をいいます。

(10)「指定口座」

当団体名義の口座をいいます。

(11)「通信費」

プロバイダ使用料など、インターネット回線を用いる通信にかかる費用をいいます。

(12)「傾聴サービス申し込みフォーム」

当団体の運営細則附表に定める性別違和に関する傾聴サービス仮予約申し込みフォームをいいます。

(13)「入会申し込みフォーム」

当団体の運営細則附表に定める入会申し込みフォームをいいます。

第4条（相談室の概要）

相談室は、傾聴サービスと相談掲示板の2種類を設け対応にあたるものとします。相談室は、当事者等とその家族、パートナー、友人、知人、法人企業、教育機関など、当事者等に関わる者すべてが利用できるものとします。相談の対応は、相談員または役員が行うものとします。

第5条（当事務局から相談員に対する個人情報の提供）

相談室を利用する者は、当事務局に事前に提供した居住地、年齢などの個人情報のうち、当事務局が相談の実施に当たって必要と判断した情報を、相談員に提供することにあらかじめ同意するものとします。情報提供を受けた相談員は、その情報に関して責任をもって保管および管理する義務を負うものとします。

第6条（傾聴サービスの種類）

傾聴サービスの種類は無料通話を用いて行うことを原則とします。但し、傾聴希望者が無料通話を用いることが難しい特別の事情がある場合、当事務局は有料通話またはメールを用いた相談を検討するものとします。また、傾聴希望者が対面での相談を強く望んだ場合、

当事務局は相談員の居住地その他の対応可能な条件を踏まえた上で、実施を検討するもの
とします。

第7条（傾聴サービスの料金）

傾聴サービスの料金は事前に指定口座に傾聴希望者が振り込みを行うこととし、振り込み手数料は傾聴希望者が負担するものとします。また、予め当事務局が指定した期日までにその振り込みが確認できない場合はキャンセル扱いとし、一度振り込まれた料金は、第10条の各号に定める当事務局の責による傾聴サービスの不履行の場合以外は、いかなる理由があっても返金しないものとします。

(1) 傾聴サービスの料金は、以下の通りとします。

傾聴希望者	実施方法		無料通話		対面	有料通話・ メール
			30分	60分	60分	
会員（当事者等か否かを問わず）	無料		無料	無料	500円	当事務局までご相談ください
非会員の当事者等本人	500円		1000円	1000円	2000円	
会員の当事者等の家族、パートナー、友人および知人	無料		無料	無料	1000円	
非会員の当事者等の家族、パートナー、友人および知人	1000円		1000円	2000円	3000円	
その他（法人企業、教育機関等）						

(2) 非会員で傾聴サービスを有料で利用した者のうち、利用後1週間以内に当事務局に対し当団体の入会申し込みフォームの送信を行った者は、入会金を免除します。

(3) 対面の場合、相談員が傾聴サービスを行う場所に行くまでの交通費は、傾聴希望者の負担とします。また、相談員は傾聴希望者に対し、飲み物1杯分の代金の負担を求めることができ、交通費および飲み物代は、傾聴サービス実施当日に傾聴希望者が相談員に対し現金にて支払うものとします。

第8条（傾聴サービスへの申し込み）

傾聴サービスへの申し込みはすべて完全予約制とします。傾聴希望者は、傾聴サービス申し込みフォームを用いて仮予約をし、折り返し当事務局から日程調整の連絡をしたあと、無料の場合は双方が日程に合意した時点で、有料の場合は第7条に定める料金が傾聴希望者から指定口座に振り込まれたことを当事務局が確認した時点で、傾聴サービス提供の約束が締結されるものとします。

第9条（傾聴サービスにおける通信費および通話料金）

傾聴サービスを無料通話やメールを用いて行う場合は、傾聴希望者および当事務局の双方が各自の通信費を負担するものとします。それらが難しい場合は、当事務局が通話料金の一部を負担し有料通話による相談を検討するものとします。

第10条（傾聴サービスに不履行時の返金）

下記の各号における傾聴サービスの不履行があった場合、当事務局は傾聴希望者に対し速やかに返金を行います。傾聴希望者に対しそれ以外の責任を負わないものとします。また、返金にかかる費用は当事務局が負担するものとします。

- (1) ネットワークまたは電波の不調による通信の中断が発生したとき
- (2) 担当する相談員の急な体調不良またはやむを得ない所用が発生したとき
- (3) 天災や人災による予測不能な事態が発生したとき

第11条（準拠法及び合意管轄）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に関して生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とします。

第12条（協議）

当事務局と傾聴希望者は、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第13条（規定の改廃）

本規約の改廃は、当団体の団体規約に定める運営会議での協議を経て、代表が決定するものとします。また、傾聴サービスの手続き中または履行中に規約の改廃が行われた場合は、第8条に定める傾聴サービス提供の約束が締結された時点での規約が適用されるものとします。

2020年3月16日 制定